

資料編

資料編

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

(1) 志布志市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく志布志市地域福祉計画(次条において「計画」という。)の策定に関し、市民等の意見を反映させるため、志布志市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情を踏まえた計画策定上の課題について検討すること。
- (2) 計画の基本方針について検討すること。
- (3) 計画の内容について検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 老人クラブの代表者
- (3) 志布志市民生委員・児童委員協議会連合会の代表者
- (4) 介護保険施設の職員
- (5) 医療施設の職員
- (6) 志布志市保育事業者等連絡協議会の代表者
- (7) 地区社会福祉協議会の代表者
- (8) 地区民生委員・児童委員協議会に対して委員の推薦を求め、その推薦があった者
- (9) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 第2期志布志市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 志布志市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の福祉ニーズ、福祉課題に対応するために、住民・行政関係機関等との協働により第2期志布志市地域福祉活動計画を策定することを目的に、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に設置する。

(目的)

第2条 第2期志布志市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）は、長期的な視野に立ち、志布志市における地域福祉推進事業並びに民間福祉活動促進、市社協の基盤強化・活動のあり方について、志布志市と連携を図りながら地域福祉活動計画を策定する。

(構成)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる分野から市社協会長が委嘱する。

3 会長は必要に応じアドバイザーを若干名委嘱することができる。

(委員会)

第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(任務)

第5条 委員会の任務は、会長の諮問を受け次のとおりとする。

(1) 地域福祉活動計画の策定

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を決め、その意見を聞くことができる。

(提携)

第7条 市社協は、志布志市と提携し、地域福祉活動計画又は地区別地域福祉活動計画の策定及び策定委員会の協議にあたり、事務を協働する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市社協事務局にて処理する。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

(この要綱の執行)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 志布志市地域福祉(活動)計画策定委員会委員名簿

番号	種 別	氏 名	団体・機関名	
1	障害者団体の代表者	山 裾 光 次	志布志市身体障害者連絡協議会	
2	老人クラブの代表者	有 村 勉	志布志市老人クラブ連合会	
3	民生委員・児童委員協議会連合会の代表者	村 岡 政 美	志布志市民生委員・児童委員協議会連合会	◎
4	介護保険施設の職員	横 山 滋	特別養護老人ホームやっちく	○
5	医療施設の職員	谷 川 るり子	曾於医師会立病院	
6	保育事業者等連絡協議会の代表者	吉 徳 伸 一	ひばり保育園	
7	地区社会福祉協議会の代表者	福 留 栄 行	松山地区社会福祉協議会	
8		渡 辺 修	志布志地区社会福祉協議会	
9		森 重 晃 一	有明地区社会福祉協議会	
10	地区民生委員・児童委員協議会推薦による地元精通者	松 原 千 恵 子	松山地区	
11		米 田 司 春	志布志地区	
12		宮 吉 涼 子	有明地区	
13	ボランティア及び市民団体関係者	馬 場 興 市	志布志市ボランティア連絡協議会	
14		岩 根 正 夫	志布志市共同募金委員会	
15		井 手 元 和 子	志布志市地域女性連絡協議会	
16		上 村 裕 治	志布志市商工会	
17		福 別 府 浩	志布志市ふるさとづくり委員会	
18		諏 訪 直 文	特定非営利活動法人(NPO法人)	
19	学校教育関係者	藤 田 洋 二	志布志市PTA連絡協議会	
20		浦 元 悟	志布志市立小中学校代表	
21	保健医療及び福祉関係者	岩 下 祥 子	大隅地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課地域支援係	
	アドバイザー	古 市 幹 朗	(社)鹿児島県社会福祉協議会地域福祉部長	

◎は委員長、○は副委員長とする。

2 地域福祉計画策定検討会

(1) 志布志市地域福祉計画策定検討会規程

(設置)

第1条 志布志市地域福祉計画（次条において「福祉計画」という。）の策定に関し、関連する部門間の連携を図り、総合的に検討するため、志布志市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(組織)

第2条 検討会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長及び副会長)

第3条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 志布志市地域福祉計画策定検討会委員名簿

番号	課名	職名	氏名
1	総務課	消防交通係長	立岡 勇作
2	企画政策課	男女参画推進室長 兼男女共同参画係長	村山 睦
3		主幹兼地域政策係長	中尾 秀昭
4		主幹兼企画調整係長	松崎 陽子
5	情報管理課	課長補佐兼地域情報係長	岡崎 康治
6	港湾商工課	主幹兼商工振興係長	山本 政博
7	市民環境課	環境政策係長	平原 孝
8	福祉課	児童福祉係長	外牧 隆仁
9		障害福祉係長	池ノ上 陽介
10		主幹兼保護係長	加世田 和彦
11	保健課	課長補佐	梶 真由美
12		技術主幹兼保健対策係長	牧野 みさ子
13		健康支援係長	藤田 真紀子
14		介護保険係長	大田 和隆
15		地域支援係長	渡邊 理恵子
16	建設課	都市政策推進室長 兼高速道路対策室長 兼高速道路対策係長	富岡 裕
17	生涯学習課	主幹兼社会教育係長	山口 直人
18		生涯学習係長	前田 範雄

◎は会長、○は副会長とする。

規定第4条第5項の職員

オブザーバー（社会福祉協議会・シルバー人材センター）

社会福祉協議会	福祉課福祉サービス係長	小野 さつ代
	しぶし生活自立支援センター	山下 聡
シルバー人材センター	事務局次長	川野 陽

3 各種調査等概要

(1) 市民意識調査

① 調査の目的

市民意識調査は、本計画の策定に係る基礎調査として、市民の地域福祉に関する実態や要望、意見等を把握することを目的に実施しました。

② 調査の方法

調査地域	志布志市全域
調査対象	志布志市在住の20歳以上の2,000人（住民基本台帳による無作為抽出）
調査機関	平成30年7月中旬～平成30年8月初旬
調査方法	郵送による配布及び回収（郵送調査）及びオンラインによる回答受付（インターネット調査）

③ 回収状況

調査件数(件)	回収件数(件)	回収率	有効回答数(件)	無効回答数	有効回答率
2,000	1,046※	52.3%	1,044	2	99.8%

※オンラインによる回答受付は64件、回収件数全体の6.1%。

(2) 各種団体アンケート調査

① 調査の目的

各種団体アンケート調査は、本計画の策定に係る基礎調査として、社会福祉の推進に関わる団体の実態や意見等を把握することを目的に実施しました。

② 調査の方法

調査地域	志布志市全域
調査対象	志布志市の福祉団体、ボランティア、NPO団体等 計222団体
調査機関	平成30年9月
調査方法	郵送による配布及び回収（郵送調査）

③ 回収状況

調査件数(件)	回収件数(件)	回収率	有効回答数(件)	無効回答数	有効回答率
222	129	58.1%	128	1	99.2%

4 計画の策定経過

	開催日	会議名等	備考
平成 30 年	5月 17日	第1回地域福祉計画・活動計画作業部会	
	6月 1日	第1回地域福祉計画・活動計画策定検討会	
	6月 26日	第1回地域福祉計画・活動計画策定委員会	
	7月 2日	第2回地域福祉計画・活動計画作業部会	
	7月中旬～8月初旬	市民意識調査(アンケート)の実施／各種団体アンケート調査	
	7月下旬～	地区活動計画における地域住民座談会開催 市内21地区(校区)公民館	
	8月 17日	第3回地域福祉計画・活動計画作業部会	
	9月 13日	第4回地域福祉計画・活動計画作業部会	
	9月 26日	第2回地域福祉計画・活動計画策定検討会	
	10月 12日	第5回地域福祉計画・活動計画作業部会	
	10月 17日	第3回地域福祉計画・活動計画策定検討会	
	10月 31日	第2回地域福祉計画・活動計画策定委員会	
	11月 6日	第6回地域福祉計画・活動計画作業部会	
	11月 22日	第4回地域福祉計画・活動計画策定検討会	
	12月 14日	第3回地域福祉計画・活動計画策定委員会	計画素案決定
	平成 31 年	12月 21日	第7回地域福祉計画・活動計画作業部会
12月 26日 ～1月 18日		パブリックコメントの実施 ・市及び社会福祉協議会ホームページ ・市役所本庁、各支所窓口 ・社会福祉協議会本所、各支所窓口	
1月 17日		第8回地域福祉計画・活動計画作業部会	
1月 29日		第5回地域福祉計画・活動計画策定検討会	
2月 14日		第4回地域福祉計画・活動計画策定委員会	計画案の承認
	2月 18日	庁議	計画案の承認

5 用語解説

英数字

8050 問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒みるケースが増えているという社会問題のこと。

D V

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。ドメスティック・バイオレンス。

N P O

「Non-Profit Organization」又は、「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

P T A

「Parent-Teacher Association」の略称で、各学校で組織された保護者と教職員(児童を含まない)による社会教育関係団体のこと。

あ行

インフォーマルサービス

自治体や専門機関など、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、インターネット上(ウェブ)で提供されている情報にアクセスし利用できること。

うつ病

気分障がい的一种であり、抑うつ気分、意欲・興味・精神活動の低下、焦燥(しょうそう)、食欲低下、不眠、持続する悲しみ・不安などを特徴とした精神障がい。

か行

介護支援専門員

介護保険法に規定された専門職で、居宅介護支援事業所や介護保険施設に必置とされている職種で、一般にケアマネジャー(略してケアマネ)とも呼ばれる。

核家族

一組の夫婦とその未婚の子供からなる家族。家族の基礎単位とされる。

家計改善支援事業

生活困窮者自立支援制度の1つで、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する事業。

家庭教育学級

「家庭教育はすべての教育の原点である。親と子が日常的な生活を送る中で、基本的な生活習慣や善悪の判断等を身に付けさせ、思いやりの心や感動する心などをもつ、心豊かな子どもの育成を目指して保護者が共に学習するものとする」ということを目的に開設されている。

虐待

むごい扱いをすること。繰り返しあるいは習慣的に、暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をする。①身体的虐待(対象に身体的暴力を加える)、②心理的虐待(対象に心理的暴力を加える)、③性的虐待(対象に性的暴力を加える)、④経済的虐待(対象に金銭を使わせない、あるいは勝手に使う)、⑤ネグレクト(対象に必要な資源を提供しない)などがある。

救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者などが、ご自宅での緊急時に備えるための道具。救急医療活動に必要な氏名、生年月日、血液型、服薬内容、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報をシートにご自身で記載し、円筒形のプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管。緊急時に、かけつけた救急隊員が冷蔵庫から取り出し、適切な救急医療活動のために活用する。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

緊急通報システム

在宅の一人暮らし高齢者等及び重度身体障がい者等の緊急事態における不安を解消するとともに、その生活の安全を確保するため、緊急通報装置を設置するもの。

クーリングオフ

割賦販売や訪問販売などで、購入の申し込み・契約をした消費者に、一定期間内ならば違約金を支払うことなく契約の解除、申し込みの撤回を認める制度。

ゲートキーパー

内閣府が主導する自殺防止活動の一つ。職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声をかけて話を聞いたり、専門家を紹介したりして悩みを軽減してもらおうというもの。また、その役割を担う人。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

公民館

社会教育法に基づき、住民の教養を高め、文化の向上を図るために市町村が設置する社会教育施設。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

高齢化率

総人口、又は、ある地域の人口に、65歳以上の高齢者人口が占める割合。

志の福祉・ボランティア大会

地域のボランティア活動の意識を高め、市民の方々のボランティア活動への積極的参加を図ることを目的として開催している大会。多くの中学生・高校生がボランティア活動を行っている。併せて、福祉に貢献があった個人・団体を表彰する社会福祉大会を同時開催。

子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

コミュニティ

共同体又は地域社会と訳される。結合の形態に力点をおき、コミュニティが一定の地域性と、そこでの生活から派生してくる共同体感情との両者を基礎として成立していると考えられる場合には地域社会と呼ばれる。

さ行

自主防災組織

災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体。

自治会

同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織。

児童・生徒のふれあいボランティア制度

次代を担う子ども達のボランティア・地域活動を始めるとききっかけづくりや活動継続への“定着”や“励み”として、ボランティア活動に応じてポイントを貯め、一定のポイントが貯まると活動認定証を交付するもの。ポイント達成した児童・生徒の家族を対象に、福祉体験ファミリーツアーを実施している。

しぶし生活自立支援センター（通称：ひまわり）

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、志布志市が志布志市社会福祉協議会へ業務委託を行い運営されている。主な事業内容は、自立相談支援事業で、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等。日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化し、さまざまな支援制度を紹介し、問題解決の糸口へと導いて、生活困窮からの脱却が図られるよう支援を行う。

重層的

いくつもの層にかさなっているさま。

住民基本台帳

市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに住所に関する届け出などの簡素化と住民に関する記録の適正な管理をはかるため、住民に関する記録を正確かつ統一的行なう目的のために作成される台帳。個人又は世帯を単位とする住民票で構成される。

就労準備支援事業

生活困窮者自立支援制度の1つで、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う事業。

障がい者等基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及

び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じ、①総合相談・専門相談、②地域移行・地域定着、③地域の相談支援体制の強化の取組、④権利擁護・虐待防止等の業務を行う。

自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度の1つで、生活に困りごとや不安を抱えている場合に、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業。

人権

人間が人間として当然に持っている権利。基本的人権。

生活困窮者

収入や資産が少なく、生活に困っている者を表す用語。主に社会生活や行政などで使用される用語であり、ワーキングプアや、傷病者、ホームレスなどがこれに相当し、社会問題となっている。

生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいう。

生活保護

生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて国が行なう保護。1950年改正の生活保護法によって生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種の扶助からなる。

生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。生産年齢人口以外の人口は従属人口という。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。

セルフネグレクト

成人が通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なうこと。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、孤独死に至る場合がある。

た行

ダブルケア

子育てと老親の介護を同時期に行うこと。

団塊の世代

昭和22～24年(1947～1949)ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

地区ネットワーク会議

地区(校区)単位で開催する、地域の要支援者の掘り起しや困りごとの把握、見守り協力員の選定や見守り計画を協議しあう会議。

地域福祉活動コーディネーター

個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会、福祉施設等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として、地域福祉の知識・技術・能力を備えた方。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいう。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となる。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実現する役割を担う中核的機関として設置される。

データベース

コンピューターで、関連し合うデータを収集・整理して、検索や更新を効率化したファイル・DB。

ドメスティック・バイオレンス

☞(英数字行)DV

な行

ニーズ

必要。要求。需要。「市民のニーズにこたえる」
「消費者のニーズが多様化する」

ネットワークング

生活や企業、団体の場でみられる、人と人との輪のようなつながり。

年少人口

人口統計で、0歳から14歳までの人口。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。ノーマライゼーション。

は行

パブリックコメント

公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続き。パブコメ。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。

避難行動要支援者台帳

次の①～⑥に規定される在宅者を記載するための台帳。①80歳以上のみの高齢者世帯、②介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4以上の判定を受けているもの、③身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の下肢、体幹、視覚、聴覚の1級又は2級に該当する障がい有する者、④「療育手帳制度について」に定める療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施についてに定める程度区分のうちA1又はA2の判定を受けたもの、⑤特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者、⑥前各号に準じる状態にある者で、市長が必要と認める者

プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

ま行

看取り

病人のそばにいて世話をすること。また、死期まで見守り看病すること。看護。

見守り協力員

要支援者に対し、声かけや安否確認などを行い、必要に応じて担当民生委員や関係機関と連携を図る活動をする地域住民。

民生委員・児童委員

社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う名誉職。都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。同時に児童委員を兼務する。

や行

要介護（要支援）認定者

介護保険制度で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護）にある人をいう。また、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援）にある人、要介護よりは軽度の状態の人を指す。

ら行

リハビリテーション

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が当てられる。リハビリ。

老年人口

人口統計で、65歳以上の人口。

わ行

我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制の整備を進めていく必要があるという考え方。